

# 永年会員制度規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人新潟県作業療法士会（以下、「この法人」という）が設けた永年会員制度（以下、「本制度」という）に関して必要な事項を定める。

## (目的)

第2条 本制度は、長年にわたりこの法人に在籍してきた正会員に対し、定年後の会費負担を軽減することを目的とする。

## (永年会員の位置付けと役割)

第3条 この規程に定めた申請条件を満たし、必要な手続きを行って承認及び登録された正会員をこの法人の永年会員と称する。

2 永年会員は正会員の特例であり、第7条に定める会費、第8条に定める権利の制限を除く全ての点において正会員と同等の権利と義務を有する。

3 永年会員には、後進の育成、この法人への指導的な関与等、作業療法の発展のために引き続き積極的に貢献することが期待される。

## (申請制)

第4条 永年会員は任意の申請制とし、申請しない場合は正会員の正規の権利と義務が継続する。

2 永年会員の申請は、1会員につき1回のみ行うことができる。

## (申請条件)

第5条 正会員は、次の各号の条件を全て満たした場合において、永年会員になることを申請することができる。

(1) 申請年度の年度末3月31日を基準日として満年齢60歳以上であること

(2) 申請時点で、会員歴が通算20年以上の正会員であること

(3) 申請時に当年度会費を納めていること

(4) 過去に倫理問題で本会の処分（退会、譴責、戒告）を受けていないこと

(5) 過去に会費未納による会員資格喪失となっていないこと

## (手続き)

第6条 永年会員の申請から承認及び登録までの手続きは以下の通りとする。

(1) 永年会員になることを申請する正会員は、理事会が定める永年会員申請書に必要な事項を記入し、永年会員になろうとする年度の前年度の1月31日までに会長に届け出ること。

(2) 会長は、提出された永年会員申請書について申請条件の適合審査を事務局に行わせ、適合した正会員の一覧を永年会員申請者名簿として理事会に提出する。

- (3) 理事会は、2月1日から3月31日までに永年会員の承認について審議し、決議を行う。
- (4) 事務局は、理事会で承認された正会員を、承認の翌年度より永年会員として会員名簿に登録する。

(永年会員の会費)

第7条 永年会員の会費は年額3,000円とする。

(権利の制限)

第8条 永年会員の権利に制限を設けないものとし、正会員と同じ権利を有する。

(任意退会)

第9条 永年会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。任意退会後に再入会するときは正規の正会員となる。

(会員資格の喪失)

第10条 永年会員は、この法人の処分（退会、譴責、戒告）を受けたとき、もしくは年会費の支払義務を在籍した事業年度終了日までに履行しなかったとき、その資格を喪失する。会員資格喪失後に再入会するときは正会員となる。

(規程の変更)

第11条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 この規程は、令和8年3月7日より施行する。